

令和 4 年

第 5 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 4 年 7 月 26 日
至 令和 4 年 7 月 26 日

飯 舘 村 議 会

令和4年第5回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	7. 26	火	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和4年7月26日

令和4年第5回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和4年第5回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和4年7月26日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和4年7月26日 午前11時00分				
	閉会	令和4年7月26日 午後 2時13分				
忘（不） 招議及 出席議並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	4番 飯畑秀夫		5番 佐藤健太			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 高野琢子	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農事委員 事務局 会長	三瓶 真	○
	農業委員 会長	菅野 啓一	△	選挙管理委員 書記 会長	村山 宏行	○
選挙管理委員 会長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年7月26日（火）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第56号 令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第57号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事（長橋ため池）請負契約について
- 日程第 6 議案第58号 有害鳥獣減容化施設建設工事請負契約について
- 日程第 7 議案第59号 八木沢地区養豚施設新築工事（地震復旧）請負契約について
- 日程第 8 議案第60号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第61号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第62号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第63号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第64号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第65号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第14 議案第66号 第7号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第15 議案第67号 飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得について
- 日程第16 議案第68号 塵芥車の取得について
- 日程第17 承認第 2号 専決処分の承認について
- 日程第18 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和4年第5回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、その他案件12件、承認1件、計14件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。産業厚生常任委員会が、7月7日に所管事務調査のため開催されております。

また、閉会中の特別委員会の活動状況であります。6月17日、広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和4年5月及び6月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 飯畑秀夫君、5番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出議案第56号から議案第68号を一括し、村長の提案

理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに、令和4年第5回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、去る7月1日と19日に飯舘村消防団小型ポンプ付積載車3台の購入、塵芥車1台の購入、第8号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事（長橋ため池）並びに有害鳥獣減容化施設建設工事等について入札を執行し、仮契約を締結しましたので、ご承認いただきたく招集したものであります。

それでは、提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第56号は、令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）です。既定予算の総額に2,280万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を121億5,296万9,000円といたしました。

歳出の主なものは、農林水産業費の農業費に2,280万円を計上いたしました。

これは去る3月16日発生の福島県沖地震に係る農業施設被害について、県の補助が交付見込みとなったため計上するものであります。

歳入には、県支出金、繰越金を充てております。

議案第57号は、農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事（長橋ため池）請負契約についてです。

7月1日に8社による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は6,424万円です。

議案第58号は、有害鳥獣減容化施設建設工事請負契約についてです。

7月19日に9社による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は2億6,840万円です。

議案第59号は、八木沢地区養豚施設新築工事（地震復旧）です。

7月19日に1社による見積り合わせを行った結果、株式会社古俣工務店川俣支店が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は8,841万8,000円です。

議案第60号は、第1号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてです。

令和4年4月27日付で、関場建設株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から752万2,900円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は9,312万7,100円です。

議案第61号は、第2号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてです。

令和4年4月27日付で、後藤建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に311万4,100円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は1億1,531万4,100円です。

議案第62号は、第3号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてです。

令和4年4月27日付で、濱田建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から785万700円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は9,554万9,300円です。

議案第63号は、第4号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてです。

令和4年4月27日付で、横山建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から197万5,600円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は5,775万4,400円です。

議案第64号は、第5号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてです。

令和4年4月27日付で、滝建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から510万7,300円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は5,418万2,700円です。

議案第65号は、第6号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてです。

令和4年4月27日付で、庄司建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から343万5,300円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は1億3,516万4,700円です。

議案第66号は、第7号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてです。

令和4年4月27日付で、庄司建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から520万4,100円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は9,599万5,900円です。

議案第67号は、飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得についてです。

7月1日に3社による指名競争入札を行った結果、福島消防資材株式会社が落札しましたので、その物品の財産取得について議決を求めるものです。なお、契約金額は2,161万5,510円です。

議案第68号は、塵芥車の取得についてです。

7月1日に8社による指名競争入札を行った結果、福島日野自動車株式会社が落札しましたので、その物品の財産取得について議決を求めるものです。なお、契約金額は1,192万7,663円です。

続いて、承認事項についてご説明いたします。

承認第2号は、専決処分の承認についてです。

これは、去る6月27日に発生した道の駅までい館の落雷被害の災害対策費について、6月28日付で専決処分をさせていただいた補正予算の承認を求めるものです。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前 11 時 11 分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 10 分）

◎日程第 4、議案第 56 号 令和 4 年度飯舘村一般会計補正予算（第 4 号）

議長（佐藤一郎君） 日程第 4、議案第 56 号令和 4 年度飯舘村一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2 番（横山秀人君） 一般会計の補正予算案について質問いたします。

説明資料、議案の 13 ページ。

今回、負担金、補助金ということで、2,280 万円の補正がされるわけですが、この 3 つの事業については、今回新たにできた補助金、交付金ということで、補助率及び補助事業の内容等教えていただけますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の資料ナンバー 2 の一般会計補正予算 13 ページの負担金及び交付金のことであります。

それぞれ担い手作り総合支援事業補助金、強い農業づくり総合支援事業補助金ということで、まずこれらの補助事業につきましては、これまでも県の補助事業として一応あったものではございますが、このたびの地震を受けまして、特別にその枠ということで設けられた補助事業でございます。

補助率につきましては、それぞれ 2 分の 1、内訳は国が 10 分の 3、県が 10 分の 2 ということになっております。

事業内容につきましては、上段の担い手作り総合支援事業補助金が、事業者に対して助成するもの、下の強い農業づくり総合支援交付金というものは、共同施設等についての支援という形になっております。

なお、一番下の営農復興支援事業補助金につきましては、これは村が今回の地震を受けまして、新たに設けた内容でございまして、要綱等はこれから考えたいと思っておりますが、予算の規模としましては、必要な修繕に係る必要な事業費のただいま 10% ということで見ている次第であります。

以上です。

2 番（横山秀人君） 先ほどの説明の中で、ライスセンター等が対象になるということなんです。まず、ライスセンター及びその今回対象になった畜産農家の施設の所有権はどこでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの所有権についてのご質問であります。

所有権につきましては、村となります。村が所有する施設をその契約によりまして、それぞれ使用者に無償で貸している、こういう内容になります。

以上です。

2番（横山秀人君） そうしますと、100%リース事業と呼ばれるものかなと思うんですけども、今まで各畜産農家さんの畜舎と、あとライスセンター等も含まれるのかな。多分今後の豚舎もあると思うんですけども、このリース事業に関しては、所有権は村だが、ただ実際、今後地震と天災等起きたときには、実際この利用者がその修繕を負うということによろしいでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今後、その天災等が発生した際の負担が誰が持つのかというご質問でありますけれども、ただいまの村有施設等使用貸借管理運営委託契約書というのによりまして、村は無償貸与しているんですが、その中の条項に天災があった場合には、その使用者の負担でやるということがうたわれておりますので、今後もしまた地震等あった際には、その修繕のための負担については、一義的には使用者ということになってまいります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 先ほどの説明ありましたけれども、ライスセンターのどんな状態でどういうふうに修繕されるのか、この根拠となる内容をお教え願いたい。

産業振興課長（三瓶 真君） ライスセンター修繕に係る内容で、このたびの被害状況を申し上げます。

まず、ライスセンターには、低温式ラック倉庫と、あとライスセンターの2つの建物が一緒に入っているわけでありまして、その建物についておりますそのシャッター、まずこれが破損いたしまして、下まで閉まらなくなってしまっております。そうなりますと、ネズミ等の被害もあるということもありますし、衛生物を取り扱うところでもありますので、問題があります。

さらには、先ほど言いましたラック式倉庫とライスセンターの建物をつなぐ外壁ですね。ここもこのたびの地震によりまして、内壁破損いたしまして、この破損でもまた隙間ができていたという内容がございます。これも合わせて修繕が必要な状況です。

さらには、ラック式倉庫の部分が、いわゆる機械式で自動的にフレコンバックのような大きなものが、高い層まで自動的に運ばれて収まるような仕組みになっているんですけども、そこで収納しておりました袋がずれてしまったことによりまして、その機械が動かせなくなったような被害も出ております。

なお、こちらにつきましては、既に修繕はされておりますので、実際に今回修繕を行う場所としては、建物のシャッター及び建物の内壁などとなっております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第57号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事(長橋ため池)請負契約について

議長(佐藤一郎君) 日程第5、議案第57号農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事(長橋ため池)請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) 議案説明資料の1ページについて質問いたします。

このため池から除去した堆積物については、どこに運搬し、そして最終的にはどのような処理方法になるのか、質問いたします。

建設課長(高橋栄二君) ため池から出る除去土壌の行き先でございますが、こちらは環境省のほうで仮置場に一度運びまして、中間貯蔵のほうに運び入れをするということになってございます。

2番(横山秀人君) その仮置場というのは、村内に一度置くということですか。

建設課長(高橋栄二君) 村内の仮置場でございます。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

8番(佐藤八郎君) 長橋ため池2つあるんですけども、両方なのか。あいの沢のため池との関わりでは、見通しとしてはどういうふうはこの事業を展開されていくのか、伺っておきます。

建設課長(高橋栄二君) この長橋ため池でございますが、村道寄りのほうのため池でございます。

あと、あいの沢のため池でございますが、こちらは県営事業で行えればということで、県のほうに要望をしてございます。

8番(佐藤八郎君) 村道寄りでないため池ももう1つあるんですけども、その上のため池ということであいの沢があるんですけども、ずっと関連して水が流れて使われるような仕組みのため池なんですね。そういう意味では1つだけやって、今回は。この後、もしそちらとあいの沢全体とになっていけば、見通しとしてはあいの沢のため池というのは、いろんな部分で私も何十回も計測していますけれども、放射線量が高い値のところがいっぱいあるんです。

そこから常に流して、今回やるため池には来ないんですけども、隣にあるため池には来るという。そういう関係からすれば、将来的に見通しとしては、何年先なりということになってくるのか。今の時点での考え方を聞いておきます。

建設課長(高橋栄二君) 見通しということでございますが、営農の再開等も見極めながら取

り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番（渡邊 計君） 今回入札されたわけですが、これの工事期間はいつからいつまでになっていますか。

建設課長（高橋栄二君） 年度内を予定してございます。

来年の3月を予定してございます。

着工は、議会案件が議決されれば始めたいと考えております。

7番（渡邊 計君） あと、この議案第57号に限らず、説明のとき、毎回毎回入札率、それから差額、そして入札参加業者等々説明あるわけでありますが、説明資料のほうもいただいていますので、そちらのほうに一覧表の形で出していただければ、毎回毎回7業者、8業者いちいち言わなくても済むんじゃないかと思うわけでありますが、今後、その辺は対応できるかどうか伺います。

総務課長（村山宏行君） 落札、入札の参加業者名、それからその落札率等ということですが、基本的にはこちらの資料については、参考資料ということで述べているものがございます。大変申し訳ありませんが、口頭でお話をしておりますので、そちらのほうしていただくようお願いをいたします。

7番（渡邊 計君） だから、議案書じゃなくて説明資料ついているんですから、そちらに添付できないかと伺っているんです。

こっちの議案のほうには別に載っけなくてもいいんです。説明資料のほうに一覧表で載っけてもらえれば5つ、6つ契約あっても1枚の紙で済みますし、我々議会もいちいち全部書いていなくても済むわけですから、そのための説明資料がそういう細かいこと書いてある資料なんでしょうから、説明資料のほうに添付できないかと。議案のほうにはできないのは分かっています。今後、検討していただきたいんですが、村長いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 議会のほうにつきましては、あらかじめ議案として総合させていただいたものに付随する資料をペーパーベースでといますか、資料としてご提出申し上げているという部分でありまして、今お話がありました口頭での総務課長が説明する部分については、あくまで議案と直接的には関係しないんですけれども、口頭でという形をさせていただいていますので、情報公開の仕方についてのご提案だと思いますから、議会の場ということではないかもしれませんが、様々な検討はさせていただきたいと思えます。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第58号 有害鳥獣減容化施設建設工事請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第58号有害鳥獣減容化施設建設工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第59号 八木沢地区養豚施設新築工事（地震復旧）請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第7、議案第59号八木沢地区養豚施設新築工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

4番（飯畑秀夫君） 八木沢地区養豚施設新築工事についてお伺いいたします。

この養豚場、地震で壊れたということなんですけれども、またこれ今、新築工事着工中ということで、そういうのに保険は適用されていないのか。また自分ちょっとたまたま養豚場を見てきたんですけれども、あそこそもそも地盤、前、建物があつたと思うんですよ。その地盤はもともと弱かったのかなと思うんですけれども、その地盤の改良的なものはいかなものだったのか、お伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 八木沢養豚施設につきまして、1点は保険の関係、あともう1点は地盤についてということのご質問と思います。

まず、保険の点でありますけれども、今般の地震がありまして、村といたしましてもこれに関する保険についての事実確認、検討等をしたところであります。ただ、実際確認したところによりますと、その工事の途中における保険につきましては、各種保険の商品といいますか、そういうものがないそうでありまして、建物ができれば、そこに対しての保険があるんだそうですけれども、工事中のものに対してかける保険はないということですので、今般に関するその保険金で賄われる部分というものはないと確認をしております。

あともう1点、その地盤の件であります。

その地盤がかなり弱かったのではないかとということでありまして、実はその工事を実施する前に、地盤調査等を行っております。

その報告書については、報告書の中では、その測定の中で、自沈層と呼ばれる、自重で地盤沈下するような地盤ですね。そういうところがあったということで、それを心配されたということではありますけれども、木造平家建ての軽い建物でありますこと、さらにはそういった建築法上の様々なその基準があるんだそうでありますけれども、その中で設計事務所側で確認をしたところ、その沈下は起こらないということを確認しているということでありまして、その内容に基づいて今回の設計・工事が行われているということでございます。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 最初の地盤調査では問題ないっていう形なんですよね。

それともう一つ、これ村が発注していると思うんですけども、その建物ができた場合は村で所有しているのか、また、その業者に貸し出すのか、もし今回みたくまで地震が来れば、村で補修したりしなきゃいけないのか、お伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） この八木沢養豚施設についてですが、竣工後は、先ほど質問にもなりましたライスセンター等と同様に、ここで今も養豚業を営んでおります有限会社大空ファームというところに無償貸借をするということになります。

その間、もし地震等の被害があった場合には、今、回答したようなことが基本的にありまして、使用者側で修繕するということにはなっておりますけれども、このほかいろいろ契約書の中には、当初からの不備があった場合とか、それぞれのどこの責任でそれが起きたのかというところの条項もありますので、一概には言えないところがあるんですが、基本的には借りた側で補修するという契約になっております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番（渡邊 計君） 今回、地震で床がゆがんだということでありますが、普通考えますと、このくらいの建物になりますとくいを打ったり、そういうことで沈下やそういうものを防ぐわけですが、今回どうしてこのような形が生じたのかということと、（2）番のほうの4つほど項目ありますが、それぞれの金額が分かるのかということと、再建築工事、これに関して新たな別な施工方法でやるのか、まるで同じ方法でやるのか、3点伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、ご質問の1点目の原因についてであります。

この原因につきましては、先ほど飯畑議員のご質問にありましたように、今回、工事を進めておりました繁殖豚舎、議案説明資料ナンバー3の5ページのところに図面がありまして、そこでこの赤枠でくくってある左下の部分であります。

ここについて基礎工事が進められていたわけでありまして、同時にその左側のところに、汚水処理施設というものがございまして。これについても、その汚水処理施設の埋設のための掘削工事が行われていたというのが、当時の状況であります。

これによりまして、その繁殖豚舎、この赤枠のところから見て、合計で8メートル程度、

図面でいうところの左側、西側が低くなっていたという状況であります。

この掘削によりまして、壁面といいますか、掘ったところの壁のところいわゆる自沈層、土の断層が露出しているような状況でありましたことで、その横方向の土圧、要するに押さえがもうそこで効かなくなっていた状況がありました。この土圧がなくなったことで、ちょうどそのタイミングで、ここで地震が起きたことで、今般の繁殖豚舎の下にあった自沈層が西側等に地震で揺られてずれてしまい、それによって、その上に工事中でありましたコンクリートの基礎がゆがんだというふうに考察をしております。原因を捉えております。

そして、2つ目の内訳でありますけれども、2つ目の工事の内訳につきましては、直接工事費のところでお答えをさせていただければと思っております。

今般の議案説明資料、同じ資料の4ページのところに、4つほど工事が書かれておまして、一番上の繁殖豚舎基礎解体撤去工事一式については956万3,000円ほど。その下の繁殖豚舎基礎再建築工事については2,963万1,000円ほど。その下の子豚舎亀裂補修工事については96万6,000円ほど。そして、工事用仮設道路設置工事については1,787万6,000円というような、現在設計になっております。なお、このほか諸経費及び消費税がかかっておまして、今般の契約額であります8,853万9,000円という金額になっております。

新たな工法についてということではありますが、基本的には、前回の当初の設計におきまして、国の定める基準等は満たしておりますことと、あと今回原因となりました西側の污水处理施設の穴の埋め戻しにつきましても、こちらの工事はこちらの工事で進捗をしておりますので、耐震上問題はないという判断をいたしまして、同様の工法でそこを再構築するということが予定されております。

なお、今般の予算にも上げておりますが、ただその更新に当たって南側に新たにその工事のために仮設道路を増設いたしまして、この全体の工事が繁殖豚舎の復旧を待つて次をやるということになりますと、また工期上かなりかかってしまうことから、ここに新たに仮設道路を南側に設けまして、ほかの建物の工期にも極力影響が出ないような形で工事を進めたいと考えております。

以上です。

7番（渡邊 計君） 同じ工法ということではありますが、今回その下の床、下が動いているわけですよね、少しは。そのために基礎がゆがみ入ったと思うんですが、下の土、要は基礎そのものが少しゆがんでいるということは、そこをきっちり直すか、あるいはくいを打たないと、また同じような状況、きこりの二の舞三の舞になってくるのではないかと危惧するわけですが、その辺は設計屋さんが大丈夫なのかどうなのか分からないですが、その辺に関しては大丈夫であると、この前の地震よりも大きい地震が来なければ大丈夫なのか。

あと、この仮設道路に関してでありますけれども、これはあくまで仮設なので、最後、これ撤去費用まで入った金額なんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問2点ございました。

まず、その同様の工法で大丈夫なのかという点であります。

その点につきましては、我々も検討はしたわけでありましてけれども、設計事務所の見解によりますと、今回の汚水処理槽の周囲にこれから良質土を埋め戻すことでその横方向の土圧が発生するというので、完成後の地盤の横移動については収まるということ、さらには、建物がその基礎の上に立ちますと、その基礎と建物が相互に作用し合っていると、いいですか、支え合っているといいですか、そういう関係で強度がさらに増すというようなこともございまして、今般この同様の工法でやるという判断をしております。

あと、2点目の仮設道路につきましては、今般の工事費の中には撤去費用も含まれております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） 今回の説明の中で自沈層がずれたという言葉があったわけなんですけれども、そうすると当初調査した結果と、例えば地震後今調査した結果が異なる可能性があるのかどうか。つまり、先ほど説明あったとおり、建物が将来建ちますので、また、何かしらで地震で亀裂が入ったとか、そういったときに事業者としては実際以前も入ってっぺと。だから、当初から問題があったんじゃないかとかという形になってくると、これは村が負担することになります。ですので、この地震後の調査の必要性というのは、どのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 地震後の調査の必要性ということではありますが、最初の地盤調査におきまして、その自沈層があることは既に分かっていたということでもありますから、その対策についても、そこで必要であればやったのかなというふうには思っております。

しかし、定められている国の基準、建築法等の基準等の中で精査をした結果、大丈夫だということの今の見解でありますので、たまたま今回はやはり掘削中の地震被害というところが、不運だと言ってしまうてはあれですけれども、タイミング的に非常に悪いタイミングで起きてしまったということがありますので、これが先ほどのように埋め戻されることによって当初の性能といいますか、強度が発揮されるものと思っておりますので、今のところ、地震後の調査というものを実施する考えはないところであります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 今、3人の議員が聞きましたけれども、何か総合して分かりにくいというか、工事始まる前の地質調査なり、いろいろな部分ではそうは問題ない地質だったということを言いながら、結局はこうなった。

そうすると、その地質はどの程度の地震に耐えられるものであったのかどうか分かりませんが、どうも見えにくいので、きちんと今後工事やるにしても検討された内容を文書で提出願いたい。

現状と地震あったことでの起きたことと、これからの見通しとして、設計は同じ人が関わってくるんでしょう、どっちにしろ。業者変わるわけじゃないし、ただその辺を整理されて、分かるように、私ら村民に聞かれたときに見せたらすぐ分かるぐらいの資料を提出願いたい。

副村長（高橋祐一君） ちょっと今の説明の中で、いろいろそもそもの設計がっていうお話が出てくるかというふうに思いますが、今回の被害については、先ほどから話してありますようにこの図面でいいます左側の汚水処理の施設の床掘りですね、床掘りをしている部分があったもんですから、その床掘りの部分が下がっている、そこに対して土圧がかかって下がってしまったということでもありますので、基本的にそもそもの地質がどうのこうのという今回の案件ではないと考えております。

ですから、工事中の床掘りの影響によって今回地震の発生に伴って、施工中の基礎のクラックが入ったと、こういうことでもありますので、また新たに床掘りしている最中に地震が起きれば、後でなかなかそれを防ぐことができないというふうな今回の状況であったと思います。

ただ、先ほどから話してありますように、仮設道路を造りながらそういうところの床掘り終わった段階で、ある程度現場を進めるということであれば、当然当初の設計の形で基礎を構築していけば問題ない構造物になるということでもありますので、基本的には構造上の問題ではなくて、作業中の災害ということでのご理解をお願いしたいなと思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第60号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長（佐藤一郎君） 日程第8、議案第60号第1号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） この道路の回復工事で、請負金額が違ってきているということの中で、請負工事が金額が違ってきていると。それで、私は以前に質問して理解してはいるんですが、新人議員が多い中で、何でメーター数が増えているのに平米数が下がっているんだと。あとは、乳剤がなぜここだけ増えているんだとか、そういうのを、以前に説明を受けているんですけども、新人議員の方分からないので、その辺のどうしてこうなっているんだと、その辺説明いただければと思います。

建設課長（高橋栄二君） 変更点ですね、どのようなものなのかということでございます。

当初設計では道路台帳等を活用し、数量等を算出をしております。あと、舗装の厚さとかも想定しながら、設計のほうを進めております。

契約されまして、現地調査のほうを行いまして、まず、数量については現地のほうで施工範囲等の確認をしながら確定をしております。

そういったことで差が出る、そういったことで増減があるということでございます。

あと、一部に乳剤等の増減もございます。これは、設計のほうで路盤の強さですね、設計密度といいます。そういった密度を想定をしまして、その強度を得たいということでございます。現地のほうで現地の土を採取いたしまして、土質試験等を行って、セメントとアスファルト乳剤の混合量を定めていくということでございます。

その際に、当初設計のほうで予定していた量等に差が出るための変更等になってございます。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第61号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長（佐藤一郎君） 日程第9、議案第61号第2号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第62号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長（佐藤一郎君） 日程第10、議案第62号第3号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第63号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長（佐藤一郎君） 日程第11、議案第63号第4号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） 説明資料の12ページになりますが、施工延長が135.1メートルの増、舗装工が229.0平米の増、どちらも増ということであるんですが、契約金額から約200万円が減額という補正になっております。

距離も面積も増えて、契約が減になる、その理由を教えてくださいませんか。

建設課長（高橋栄二君） 面積の増につきましては先ほども説明いたしました、現地での確認で施工範囲を決めているということでございます。

それで、面積が増なのになぜ減かというところでございますが、一部で舗装の損傷があまりひどくなかった、クラック等もあまり入っていなかったというところが一部ございまして、その部分、打替えて見ていたんですけれども、撤去してもう一回やるということで見えていたんですが、それを舗装が使えるだろうということで、その上にオーバーレイをするという一部分があったということによる減額でございます。

7番（渡邊 計君） 先ほど説明の中で、台帳を使ってやっているというので、少々誤差が出るのはそれは舗装の厚さとか強度とかで、少々誤差が出るのは分かるんですが、この松塚樅の木線で140メートルも増えている、延長が。台帳を見ていてこんな140メートルも違ってくるとは何事か。少なくとも10メートルぐらいまでは目を潰れますが、前の議案第62号でも深谷線が30メートルほど増えているんですが、この140メートル、台帳を使ってやっている中でなぜこの140メートルという差が出てきているのか、説明を伺います。

建設課長（高橋栄二君） それに関しては、施工区域がやはり調査の結果、悪いところを施工するというようになっておりますので、飛び飛びになっている箇所があると。

調査から期間もたっていたりということもありまして、損傷の激しいところにつきましてはつなぐと、施工するというようなこともございまして、施工延長として増になっているということでございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第64号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長(佐藤一郎君) 日程第12、議案第64号第5号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第65号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長(佐藤一郎君) 日程第13、議案第65号第6号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第66号 第7号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長(佐藤一郎君) 日程第14、議案第66号第7号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第67号 飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得について

議長（佐藤一郎君） 日程第15、議案第67号飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第68号 塵芥車の取得について

議長（佐藤一郎君） 日程第16、議案第68号塵芥車の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） なかなか指名入札に村内の業者が参加するといえますか、出てこないのに、今回は5社が参加されたということで、この指名競争入札の要件というのは5社以外は日野、いすゞ、UDということで、車そのものを生産している会社なのかな。あと、村内の業者はそういう会社から買って代理販売的な、ざっと見たところ考えるんですけども、この入札参加の要件というのは、どんなことがあって、こういう8社になると当面この日野といすゞとUDに黙っていてもそこに行くなというふうには私は推測するんですけども、その辺を内訳など分かれば教えていただきたい。

総務課長（村山宏行君） 指名入札の参加資格ということでありますが、当然登録に当たっては村内の事業所、あるいは村外でもですが、自動車購入に際しての入札に応じたいということで、当然名簿のほうに登載されている。その業者の中から村としては指名をさせていただいているという状況でございます。

今回、塵芥車ということで、より特殊車両、それから、大型というわけでしたので、なかなか村内の事業者には不利かもしれませんが、こういった事業を多く組んでいくというその際に、村内の事業者もきちんと入るようにして、なるべく村内の自動車関係の会

社についても自力をつけていただくと同時に、そういった機会でも入札のほうに参加いただいて、できれば村のほうも事業取っていただければと考えているところです。

8番（佐藤八郎君） 説明資料を見ると、やっぱり方式の部分で村の業者がその辺を車そのものにどうのこうのっていうんじゃないかと、そもそも論でいけば、車体だけ売ってという形ではないものだというか、特殊車両だということで、非常に今、総務課長が言ったようなことになかなか難しいんじゃないかと思うんですけども、そういう方式別として車だけの入札って別にしてやるとかしない限りは、村の業者が取るというのはなかなか困難なのかと私は思うんですけども、その点はどうでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今回の塵芥車につきましては、そういった後ろの特殊装備ですね、パッカー部分ですが、どちらについても基本的には車両の中の一部というところで一体ということでありますので、別に発注ということはちょっと難しいのかなと考えております。

一応入札のほうで村内業者が不利ではないかということもあるわけですが、基本的にはこういった入札の機会、こちらについてはなるべく多く入っていただいて、こうした入札の参加機会、そういったことをこちらとしても確保してまいりたいということで、名簿のほうには載せさせていただいているところでございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番（渡邊 計君） 塵芥車というとちょっと聞き慣れない、要はパッカー車と言ったほうが分かりやすいのかなと。普段、普通ごみ集めるところでも使っている車なんだろうが、前回の平成7年度に買って、もう考えますと30年近く乗っているという。よく大事に乗ってくれたなと思うわけでありましてけれども、飯舘はこのパッカー車保有台数というのは1台しかないんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 塵芥車、ごみ収集車でありますけれども、村が所有している車両につきましては2台あります。

以上です。

7番（渡邊 計君） 今回、その中の1台を変えるということですが、もう1台はいつ頃購入して、また入れ替える時期というのはいつ頃になるんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） もう1台の車両につきましては、平成22年に購入しております。ですから、12年ほど経過しておりますので、特殊用途自動車ということで、毎年車検を受けておりますが、壊れる前といいますか、そういったことで計画的に、あと何年後というわけでありませんが、計画的に更新といいますか、考えております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） この塵芥車についてなんですけれども、入札をかけるときにはそのメーカーとは指定はなしで、ある程度仕様の中でこれに該当するようなメーカーの車種という形でよろしいでしょうか。

あともう1点は、この塵芥車を運転する、操作するための資格等というのは必要なんではないでしょうか。

以上です。

住民課長（山田敬行君） まず1点目の質問ですね。メーカーの指定をしたのかということですが、基本的にメーカーの指定はなく、この仕様を記載しておりまして、それを満たせばメーカーはいつでもいいという入札になっております。

それから、免許につきましては、基本的に中型といいますか、ある程度車両でありまして、一定年のちょっと正式な年数あれですが、普通自動車免許があれば運転できるというものであります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、承認第2号 専決処分の承認について

議長（佐藤一郎君） 日程第17、承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 今回、道の駅の停電とかあったわけですが、これは落雷が原因だということなんですが、その落雷がどの辺に落ちてどのような内容でこのような障害が起きたのか。

それと、ここに佐藤八郎議員が地元の人間ですが、あの辺は落雷がよく落ちる場所だということを伺っておりますが、今後、避雷針やそういうものの対策は考えていらっしゃるのか。少なくともあの近くのソーラーパネルのところに一度は落ちてキュービクル交換、あれは保険が対応になったので村のほうは傷まなかったんですが、実際にこれである付近で2度目ということもありますので、今後の防災対策というか、そういうものはどうなっているのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず1点目の落雷ですが、どの辺に落ちたのかということですが、明確なことは分からないわけではございますけれども、電気の業者などによりますと、多分に道の駅の左側、ハウスが建っているんですが、その隣の街灯が一番損傷がひどい破裂状態になっていたんで、その街灯に落ちて、あとは地中を伝って関係周辺の木か施設、道の駅、それから園芸ハウス、そういった部分について、全て範囲が広がったのではないかというふうに想定されているところでございます。

もう1点の今後の落雷を避けるためというか、その対策としてということですが、避雷針、あとは直接雷を避雷針に落とす施設も考えられますし、落ちないように周

り逃がすというような避雷針も最近では高速道路などでも利用されているようでございます。いずれにしてもかなり高額なものでありまして、先ほどありました深谷の太陽光のほうにも落ちた経緯が何年か前にはあるということで、道の駅の周辺を避けて隣の施設に影響を与えるというのもどうなのかというようなことでもありまして、避雷針型がいいのか、それとも同じ避雷針でもよけるようなものがあるのかも含めて、今後どういったものがあるのかというのを十分検討しながら対策を練っていかねばならないなと思っているところでございます。

以上でございます。

7番（渡邊 計君） 説明によりますと、近くに落ちたものが下から地下を通って上がってきたと。

あそこも道の駅も新しい建物ですので、普通に建物に落ちれば雷ガードという形で電圧が上がれば遮断するような装置がついていると思うんですが、要は下から上がってきたという、アースをたどってこられると遮断のしようがないと思うんですね。

そうすると、やっぱり防ぐには落雷を防ぐしかない、あるいは落雷を別なところに誘引してやるしかないということで、前にもあったわけですし、落雷の被害という、電気止まるとあそこ道の駅、それからセブンイレブンもすぐ止まっちゃうわけですね。飯館の中で買物する、そういうところがあそこ1か所しかないという中で、悠長に構えていいのかなと、早急に対策すべき事柄ではないのかなと思うわけですが、これを委託している側の村が設置するのか、あるいはまでいガーデンビレッジである向こうが設置するのかと、いろいろありますが、両方の長である村長はどのように考えていらっしゃいますか。

村長（杉岡 誠君） 今、村づくり推進課長のほうから、電気事業者の方から聞いた話を見解として申し上げたものでありますが、明確な部分分からないという部分がありますし、深谷だけでなく、もともと伊丹沢とか、そういうところも落雷が夏場にはそれぞれあったし、役場についても停電が昔あったということがあります。

今回は、同じ日に草野地区でも落雷があったかのようにお話がありますので、ちょっと様々な今の現状というものを踏まえた上で検討しないと、調査というんでしょうかね、調査をしないとなかなかできかねるかなと思います。

広いところに整備をした道の駅の周辺に2回ほど連続でといたしますか、数年をかける中で落ちてはいますが、そちらのほうで村づくり推進課長が言ったように、例えば避雷ということをしたときに住居のほう、山手の住居のほうに例えば落雷がしやすいような環境ができてしまうと、これは問題になりますので、そういったことを含めてちょっと調査が必要かなと思いますので、その辺をちょっと検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） まず、今回6月27日に雷が落ちたと。それも道の駅ということで、お客様がいるところでありました。その経過として、お客様そして職員のほうにけが等はなかったのかどうかの質問。

あと、雷が落ちた場合にお客様の避難の誘導とか、それについてはどのような検討をさ

れているのか、お聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、雷が落ちた場合というか、今回の雷によって人的な被害はなかったのかということではありますが、それについてはございませんでした。幸いにも誰もいないところ、周りに人がいないところの街灯に落ちたということで、直接的な被害がなかったというのが幸いだったと思っております。

また、実際に雷が施設に落ちて、その影響での避難ということですが、直接落ちて当然人的に直接的に問題があれば、救急などを呼ぶということになるかと思いますが、その影響で例えば一部に火災が発生したとか、そういった場合については、通常の避難の訓練を行っておりますので、直接の被災箇所から離れた場所に避難誘導することは従業員皆そろって日頃からやっている訓練の中で実施しておりますので、そのとおりに実施させていただきたいと思っております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 地元なので質問しておきますけれども、私の知る限りでも深谷、私の周辺から含めて十何回落ちていますので、今回太陽光、あとはそういう道の駅含めた施設、これはそもそも避雷防止の準備というのは、当初からされているのかどうか、その点1つと。

私の庭にいた犬が木に落ちたことで即死したという実態があって、今回も深谷の通りの道路の近くの方はみんなブレーカーを、今、渡邊議員が言ったようにブレーカーが下がったと。何軒か、ずっと聞いて歩いて結果ですけれども。

幸いにも身体なり動物が死んだということにはならなかったんですけれども、不明な点があればあるほどきちんと検証されて、今後の対策をきちっと取らないと、漏電して幸いみんなコンクリートになっているからいいですけれども、公園は土なので、そこに立っていたら感電するということは、犬よりは人のほうが強いかもしれませんが、分かりませんが、ただそういうことも雷の大きさというか、もういろいろ弱いものも大きいものもあるでしょうから、そういう部分も含めてきちんとされたほうがいいのかなと。

だから、あの施設そのものの当初の落雷に対する対策というのはどの程度されたのか、お聞きしておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この道の駅の施設でございますが、当初からこのような大きな落雷による被害という部分での対策をきちんと取っていたのかということですが、それは残念ながらなかったということでもあります。

機器それぞれについて、漏電とかそういった部分についてのものがついていないかと思いますが、直接落雷によって防ぐ、そういった装置は残念ながらなかったということで、今後先ほども答弁申し上げましたように、避雷針のようなもの、特に地面に落ちて地面からすっと広がっては困るという状況もありますので、避雷針であれば地中深くに落雷の電気を逃がすというものになってくるかと思えます。そういった対策は、先ほど村長も申し上げましたように、今後、どの場所にどういったものが必要なのか、どういったものが周りに影響を与えずに対策ができるのかというのをしっかり検討してまいりたい

と思っております。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第18、議員派遣の件

議長（佐藤一郎君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第5回飯舘村議会臨時会を閉会します。

（午後2時13分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月26日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

同 会議録署名議員 佐藤 健太